

第 4 編 事故等災害応急対策

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防対策

第 3 編 自然災害応急対策

第 4 編 事故等災害応急対策

第 5 編 災害復旧復興対策

付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節	鉄道災害応急対策	185
第 2 節	道路災害応急対策	186
第 3 節	危険物等災害応急対策	187
第 4 節	市街地災害応急対策	189

第1節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者、市、府及び防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 情報収集伝達体制

資料4－1 情報収集伝達体制（鉄道災害）（資料編 P164）

第2 収集伝達事項

- （1）事故の概要
- （2）人的被害の状況等
- （3）応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- （4）応援の必要性
- （5）その他必要な事項

第3 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3. 代替交通手段の確保

他の交通機関への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否確認、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第2節 道路災害応急対策

道路管理者、市、府及び防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 情報収集伝達体制

資料4－2 情報収集伝達体制（道路災害）（資料編P164）

第2 収集伝達事項

- （1）事故の概要
- （2）人的被害の状況等
- （3）応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- （4）応援の必要性
- （5）その他必要な事項

第3 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに応急対策を実施する。

1. 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2. 危険物の流出対策

他の防災機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導等を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

3. 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4. 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5. 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否確認、医療機関の状況、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第3節 危険物等災害応急対策

市、消防機関及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

- (1) 市及び消防機関は、防災関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市及び消防機関は、危険物施設関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ① 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - ② 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ③ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立
- (3) 市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第2 高圧ガス災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第3 火薬類災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4 毒物劇物災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第5 管理化学物質災害応急対策

市及び消防機関は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第6 原子力災害への対応

(1) 原子力災害対策

原子力災害への対応は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者の原子炉運転等により、放射性物質等が異常な水準で事業所外に放出されることによる原子力災害の発生、拡大を防止し、その復旧を図ることとしている。

原子力事業所は、府内に現在3か所あり、それぞれ原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点地域」という）の範囲を「資料4－3 大阪府域の原子力災害対策重点地域」のとおりとし、府は「大阪府地域防災計画（原子力災害対策）」に基づき、オフサイトセンターの整備、環境放射線モニタリング体制等の事前対策、緊急事態への応急対策及び原子力対策中長期対策を講ずることとしている。その他、府内には核燃料物質等を扱う事業所があるが、いずれも使用する核燃料物資等の量が少ないため、原子力災害対策特別措置法の対象となる事業所ではなく、事業所以外に影響を及ぼすような放射線事故は基本的に考えられないが、防災対策の観点から、原子力事業所に準ずる対策を講ずるように努めることとしている。

資料4－3 大阪府域の原子力災害対策重点地域（資料編P165）

(2) 原子力災害における広域避難の受入れ

福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西広域連合が策定する「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」及び関係府県等が定める広域避難計画に基づき、関西圏域全体で被災市民の受入れを行う。府は滋賀県からの要請を受け、広域避難の受入れを行うこととし、本市は、旧高月町（現長浜市）の地域からの受入れを行うこととしている。こうした広域避難が円滑に行われるよう受入れ体制の整備を図る。

○指定避難所の設置運営

・指定避難所の提供

市民総合体育館（受入れ可能人数：450人＞人口割による受入れ人数：310人）

・指定避難所の開設・施設管理

避難所班を兼務している市民総合体育館の施設管理者が行う。

・指定避難所の運営体制

指定避難所運営は、当初3日間を目安に市が主導し、その後順次避難者による自主運営へとつないでいく。

資料4－4 避難元（滋賀県）・避難先（大阪府）マッチング割当（資料編P166）

第4節 市街地災害応急対策

市、府、消防機関、警察署及び自衛隊等は、大規模な高層建築物等の市街地災害に対処するため、それぞれの防災に関する計画に基づき、各種対策を実施する。

第1 通報連絡体制

資料4－5 通報連絡体制（市街地災害）（資料編 P167）

第2 火災の警戒

（1）火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報し、府知事は市長に伝達する。通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

（2）火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

（3）市民等への周知

市は、防災行政無線（同報系）、広報車等を利用し、又は状況に応じて地区自治会、自主防災組織等と連携して、市民に警報を周知する。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮する。

第3 市の応急対策

市及び消防機関は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は他の活動に優先して行う。

（1）ガス漏れ事故

- ① 消防活動体制の確立
- ② ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- ③ 火災警戒区域の設定
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救助・救急
- ⑥ ガスの供給遮断

（2）火災等

- ① 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- ② 活動時における情報収集、連絡

③ 排煙、進入時等における資機材の活用対策

④ 浸水、水損防止対策

第4 広域応援体制

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防御活動が実施できない場合には、隣接市町村、府、府警察等に応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

府は、市から要請があったとき又は緊急の必要があるとき、隣接市町村に対し、消防相互応援の実施、その他災害応急対策に関し必要な指示をする。

第5 高層建築物の管理者等

ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、消防機関等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき市民の避難誘導を行う。

関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。